

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し	政策評価結果を踏まえ、原災令第2条の2に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件の改正を行い、全ての発電用原子炉が廃止措置計画認可を受ける等している原子力事業所について、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県を除外し、協議を不要とすることとした。